

令和8年度（2026年度）工芸文化の魅力発信イベント企画運営等業務委託基本仕様書

1 業務名

令和8年度（2026年度）工芸文化の魅力発信イベント企画運営等業務委託

2 業務目的

本市の工芸文化の魅力を発信し、工芸品に対する認知度及び関心を高めることで、需要の拡大や販路の開拓につなげるとともに、熊本市への誘客促進及び本市工芸文化の継承に向けた市民意識の醸成を図ることを目的として、熊本市内各所において工芸イベントを実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 履行場所

熊本市内（熊本市現代美術館、熊本城ミュージアムわくわく座、SAKURA MACHI Kumamoto）

5 委託料

4,700,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

6 業務内容

本市と協議及び調整を行いながら以下の業務を実施すること。なお、契約締結後速やかに本市と協議を行い、協議結果に基づく全体スケジュールを示した業務運営計画を作成すること。

(1) イベントの企画運営・開催

ア 熊本市現代美術館 アートラボマーケットでの開催

工芸品を実際に手で触ったり使ったりすることで工芸品の魅力を体感し、日常の暮らしに工芸品を取り入れるきっかけを作ることを目的に、本市の伝統工芸と食文化を融合したイベントを2回以上実施すること。

（例）伝統工芸の酒器と熊本のお酒を愉しむ一日

（例）伝統工芸の食器と熊本県産食材のコース料理を愉しむ一日 など

本イベントについては熊本市現代美術館との共催により実施するものとし、施設使用料は不要。飲食の提供にあたっては熊本市現代美術館アートラボマーケットのキッチン（冷蔵庫×1、台付シンク×2、電磁調理機器×1）を使用することができる。参加工芸家はイベント開催時点で「アーティストスポット熊本」に登録して

いる者から選定すること。実施にあたっては、開催時期も含め熊本市現代美術館と調整を行うこと。

イ 熊本城ミュージアムわくわく座での開催

本市の伝統工芸の歴史・文化及びその魅力をこどもたちや外国人観光客等に伝えることを目的に、工芸家による実演・ワークショップ等を実施すること。

(ア) 令和8年(2026年)11月21日(土)から11月23日(月・祝)までの3日間開催することとし、時間は9時から17時までとする。

(イ) イベント実施場所は、わくわく座2階(ステージを除く。)とすること。

(ウ) 桜の馬場 城彩苑内の親水空間において、観光客等の興味を喚起し、わくわく座内への来場を促すためのPRを行うこと。なお、親水空間での工芸品の販売は不可。

本イベントは熊本城ミュージアムわくわく座との共催により実施するものとし、施設使用料は不要。参加工芸家及び実演・ワークショップの内容については本市において調整しているため提案は不要。実施にあたっては熊本城ミュージアムわくわく座と調整を行い、同館の指示に従うこと。

ウ SAKURA MACHI Kumamoto での開催

本市の工芸品のイメージを向上させ、認知度と関心を高めることを目的に、工芸品の展示販売・実演及びワークショップ等を実施すること。

(ア) 令和9年(2027年)2月27日(土)、28日(日)に開催すること。

(イ) 参加工芸家及び詳細な内容については本市と協議の上決定すること。

(ウ) 市民に加えて観光客の集客にもつながる広報を実施すること。

(エ) 施設使用料についても負担すること。

(2) イベントの企画・運営における注意事項

ア 参加工芸家、各イベント会場担当者との連絡調整を綿密に行い、会場の設営や搬入搬出、運営体制等を決定すること。

イ 各会場に応じた装飾及び多言語対応説明パネル等を設置し、国内外の観光客等に対し工芸品のイメージ向上につながる魅力的な空間を演出すること。

ウ イベント開催状況や実施会場が視覚的に伝わる案内サイン等を、会場内及び周辺に設置すること。

エ 実演、ワークショップ等を行う工芸家には謝金を支払うこと。金額については本市と協議の上、決定すること。

オ 来場者の参加費等については、実費分の徴収ができるものとする。

カ 本業務の実施において受託者が購入する工芸品は受託者に帰属するものとする。来場者等に工芸品への関心や愛着を高めるきっかけとなるような方法を提案し、有効活用すること。

キ 来場者数を把握すること。来場者や参加工芸家へのアンケート及びインタビュー

を実施し、イベントの効果を記録すること。

ク 記録写真を撮影すること。撮影したデータの使用・掲載の許可をとり、結果を本市へ報告すること。撮影したデータは次年度以降の広報に活用できるように編集し、本市へ納品すること。

7 工芸品の販売

- (1) それぞれのイベント会場で工芸品の販売を行うこと。
- (2) 販売する工芸品の種類、調達及び販売方法については、本市と協議の上決定すること。
- (3) 各イベント実施前に販売予定品のリストを作成のうえ提出し、販売後は売上数量及び売上金を取りまとめて報告すること。
- (4) キャッシュレス決済に対応すること。
- (5) 販売に係る一連の業務（手配・運搬・展示・値札貼付・商品説明作成等）及び金銭管理（金銭の受領・管理・分配等）は受託業者が一切を行うこと。
- (6) 販売に伴う手数料は設定しないこと。振込手数料は受託業者が負担し、工芸家の負担が生じないようにすること。

8 広報

- (1) イベントの名称（工芸の魅力発信イベントの総称・各イベントの名称）について提案し、使用すること。
- (2) SNS等を活用したプロモーション、その他効果的な広報の方法について提案・実施すること。
- (3) イベント専用のSNSのアカウントについては、業務完了後本市に引き渡すこと。

9 成果物の提出

イベント終了後、履行期間終了までに以下の成果物を本市へ提出すること。

- (1) 業務実績報告書
データ及び冊子で提出すること。来場者数、アンケート結果、インタビュー内容及び報道実績についても取りまとめること。
- (2) 業務に関して作成した成果物
マニュアル、スケジュール、作成した広報物データ及び記録写真等をデータで提出すること。

10 著作権及び秘密保持に係る留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に伴い新たに撮影又は作成した素材（写真や図・表等）及び成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」

という。)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された成果物の著作権は、当該成果物の引渡時に、受託者が当該著作権の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者が均等に共有するものとする。

- (2) 委託者及び受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作者人格権(法第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び本業務の履行に伴い受託者又は第三者が権利を有している素材(写真や図・表等)を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1.1 注意事項

- (1) 本業務の目的を迅速に達成し、かつ事業を効果的なものとするために必要な人材を確保し、適切な運営体制とすること。
- (2) 受託者は、本市、関係者及び関係機関等と十分に調整の上、連携を密にしつつ、効率的かつ効果的に業務を進めること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合には、本市との協議のうえ決定すること。
- (4) 受託者は、本市から業務の進捗状況を把握するため資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (5) 本業務の実施にあたり作業に重大な影響のない軽微な変更は、本市の指示により行うものとし、この場合における契約金額は変更しないものとする。
- (6) 本業務において取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条並びに個人情報取扱特記事項等を遵守するとともに、別紙1「個人情報の取り扱いに関する特記事項」に基づき適切に管理しなければならない。
- (7) 受託者は、各種イベントにおける参加者の万一の事故等に備え、保険等の加入につ

いても本市と協議の上、検討及び実施するものとする。

- (8) 会場使用料、謝金、広報費用及びその他イベントの開催に必要な一切の経費については、委託金額の範囲で受託者が支払うこと。

12 その他

業務委託内容の詳細については、公募型プロポーザル方式によって選定された事業者の提案内容を参考とし、本市と協議のうえ決定するものとする。